適格請求書発行事業者の登録申請書

/ 収受印 /																[1,	/2]
令和 年 月 日		住 所 (法 人 本 た シ ア ア	、の to in	居 別 場 る に	T ⊗ (法) 広 は	人の場合 計市中 ・	─ 08 ☆のみ公 区加言 ル1F	表されま 5町 1			電話番	子号	082	<u> </u>	12 -	- 821	6)
	請	納 (フ	税 リ ガ	対 ナ)	広! 加吉	市中	─ 08 区加元 ル1F	5町1	3 -		電話番	子号	082	— <u>5</u> 4	12 -	- 821	6)
広島西 税務署長殿	者	氏 名 (フ (法 人 代 表	リ ガ 、の ţ	ナ) 場 合)	可 誠											
この申請書に記載した次 公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 2 法人(人格のない社団 なお、上記1及び2のほ また、常用漢字等を使用	 この事 : 等を !か、	:除く。) 登録番:	印欄) に に た び	っては 登録年	 	又は主 公表さ	Eたる Sれま	事務所 す。	「の所	在地							 -ジで
下記のとおり、適格 (平成28年法律第15 ※ 当該申請書は、 より令和5年9月 令和5年3月31日(特 した場合は、原則として	· 所 30 F 定 非定 非	第 5 条 <i>の</i> 导税法等 日以前に 期間の半	の規定 第の一 :提出 川定に	による おまる より 課	改正でのの一税事業	後のž る法律 -。 き者と	肖費科 車 (平 なる	注 第 成 28	57条年法	の 2 賃 律 第 1	第 2 马 5 号)	頁の規	見定に 則第44	たより 4条第	申請 1項	しまっの規定	ナ。 主に ———
事 業 者 区	分	この申 ※ 次葉	請書を「登録	提出す 要件の確 」欄も	る時点(☑ i 催認」欄	こおい 果税事 を記載	て、該 耳業者 _{関して}	くださ	い。ま	た、免	□□	免税 _{業者に}	事業を	者 る場合	介には、		-
令和5年3月31日(特定期間 判定により課税事業者となる 合は令和5年6月30日)まっ この申請書を提出することが なかったことにつき困難な がある場合は、その困難な	るでで事情																
税 理 士 署	名	税理士税理士		長谷)	川会計					(電話番	争号	082	<u> </u>	72 -	_ 586	88)
整理 概要 不力如理 登録番号T	年	部門 番号 月		申請番号確認	年月		身元確認	年 済			個人番 その他	号力一	日 年 ド/通知 	付 月 カード・ 	目目		

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 永岡 誠							
免 税	□ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等 (平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けよう ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこと	とする事業者						
事	個 人 番 号							
業	事 生年月日(個 法人 業 人)又は設立 年 月 日	年度至月日						
者	内 年月日(法人) 記載 資 本	金田						
0	等事業內容							
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の までの間のいずれかの日 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け							
認	ようとする事業者 令和	年 月 日						
登録要	録 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ							
件の	件 消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 の (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。) ☑ はい □ いいえ							
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して							
参								
考								
事								
項								